

令和4年9月28日

DX推進担当部

自治体情報システム標準化の取組みについて

主旨

自治体情報システム標準化の取組みについて別紙のとおり報告する。

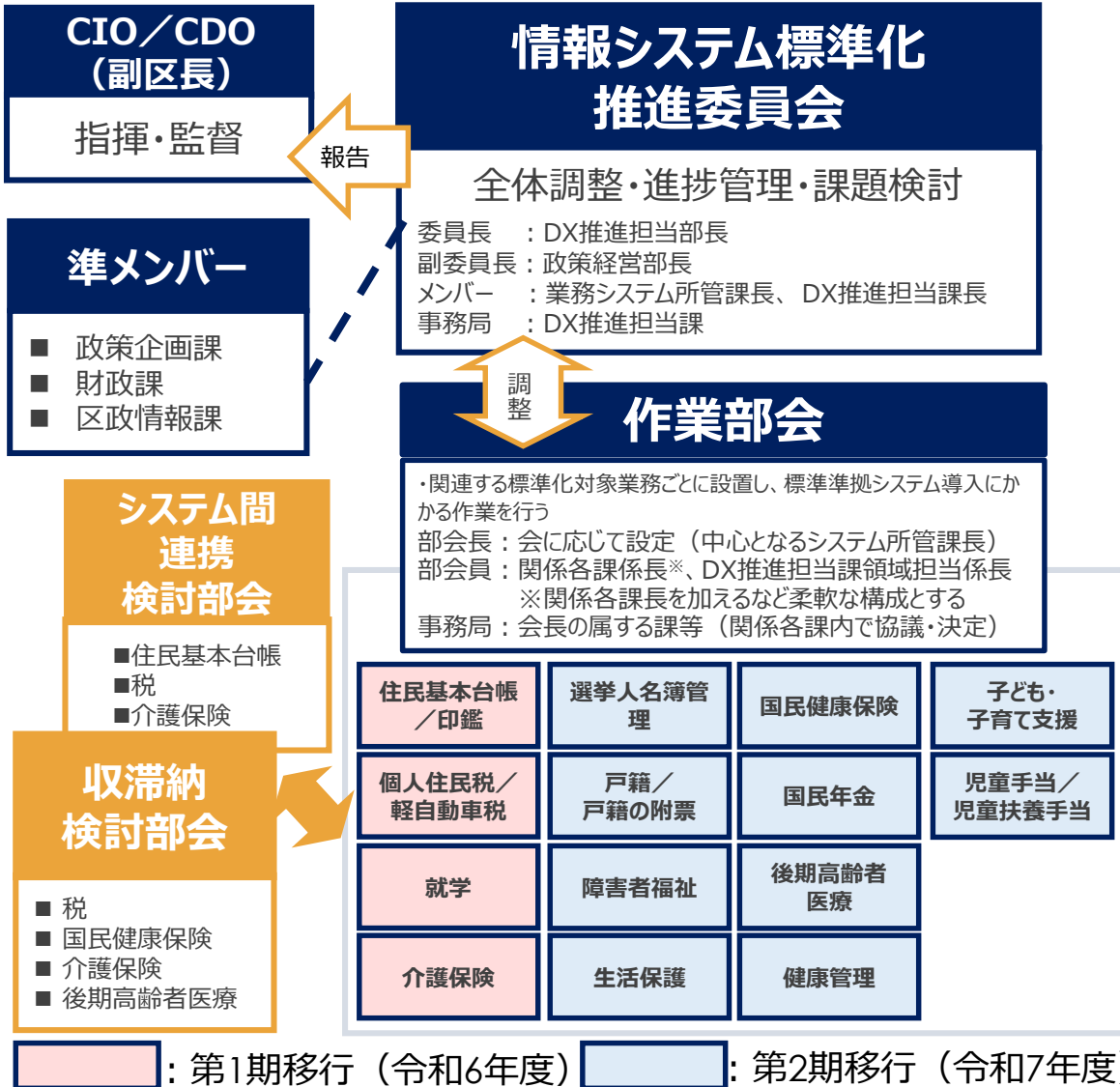
自治体情報システム標準化 の取組みについて

令和4年9月 DX推進担当部

<p>令和2年12月</p>	<p>デジタル・ガバメント実行計画（閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化の対象業務、意義・目的、目標時期（令和7年度まで）などを記載【12.2（1）地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進】
<p>令和3年5月</p>	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、「標準化法」。）成立・公布</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化基準を所管大臣が主務省令で定め、各システムに共通する基準は内閣総理大臣及び総務大臣がデジタル庁令・総務省令で、それぞれ定めること【第6条・第7条】 地方公共団体は、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用すること【第8条】 地方公共団体は、国による全国的なクラウド環境において、クラウドを活用して情報システムを利用するよう努めること【第10条】
<p>令和3年7月</p>	<p>自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】（以下「手順書」。）公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が「自治体DX推進手順書」の1つとして策定。全自治体が円滑に情報システムの標準化・共通化を進めるため、標準的な作業項目やフェーズ毎の想定作業手順等を掲載。
<p>令和3年9月</p>	<p>デジタル改革関連法（標準化法、デジタル庁設置法など）の施行</p>
<p>令和3年12月</p>	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画（閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化の目標時期を「令和7年度まで」と改めて記載【5(2)地方の情報システムの刷新】
<p>令和4年1月</p>	<p>標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令等の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務が追加、対象事務が20業務（区の対象は18業務）に。
<p>令和4年6月</p>	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画 改定（閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化の目標時期を「令和7年度まで」と改めて記載【5(2)地方の情報システムの刷新】
<p>令和4年8月末</p>	<p>標準仕様書の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳（第3.0版）、印鑑登録・個人住民税・軽自動車税・就学・介護保険・障害者福祉（第2.0版）、その他業務及びデジタル庁所管の共通事項分（第1.0版）。

庁内推進体制による区の検討状況

■ 標準化推進委員会と対象業務別の作業部会を中心に、2期に分け、移行に向けて検討中。

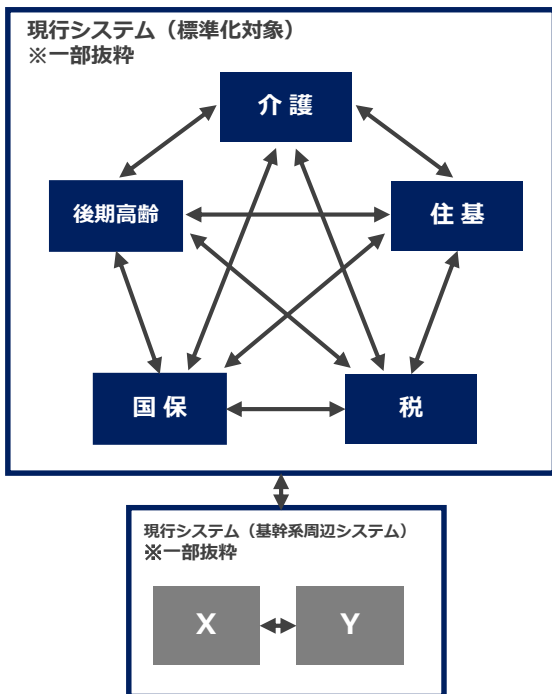


経過 (令和4年)	
3月	<p>所管課向け説明会開催 (3/18) 第1次案として方針案を提示。 ・第1期 (令和6年度) 及び第2期 (同7年度) に分け、年末年始に移行</p>
4月	<p>第1回標準化推進委員会開催 (4/20) ・情報システム標準化推進委員会の設置 (4/14) を受けて開催。これまでの経過を共有、作業部会長を指名。 ・スケジュール、作業実施手順、各会議体運用の考え方を共有</p>
5月～7月	<p>第2回・第3回委員会 (5/27・7/29) ・第1期移行業務の令和5年度予算見積までの短期スケジュール再提示 ・検討部会設置 (2部会) ・連携基盤導入に関する報告・共有</p>
8月	<p>第4回委員会 (8/31) ・第1期移行業務・連携基盤の概算見積依頼内容に関する報告・承認 ・連携基盤導入に関する検討状況報告</p>

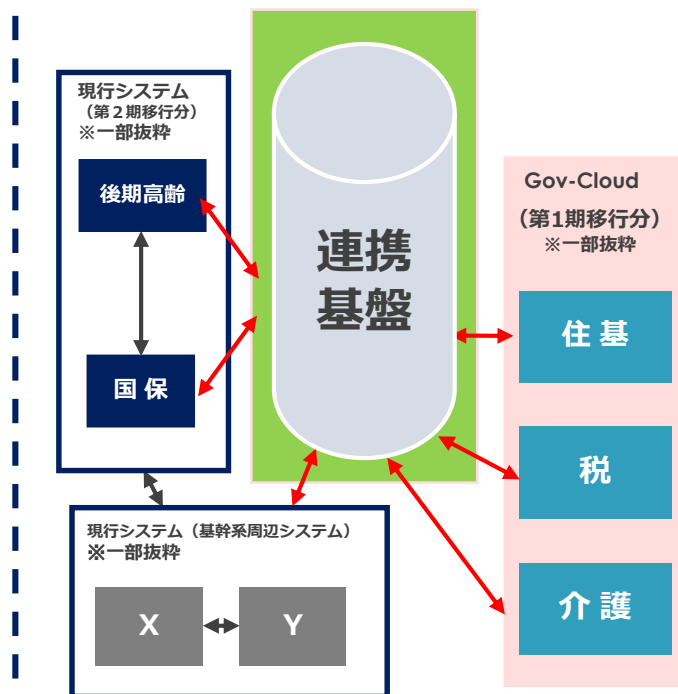
■ 連携基盤の構築により

標準準拠システムと現行システム間のデータ連携をスムーズに

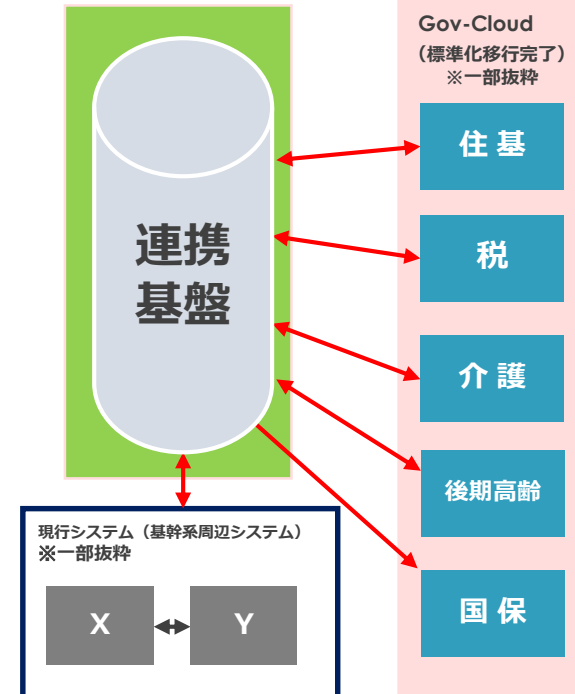
現状



第1期移行後 令和7年1月～

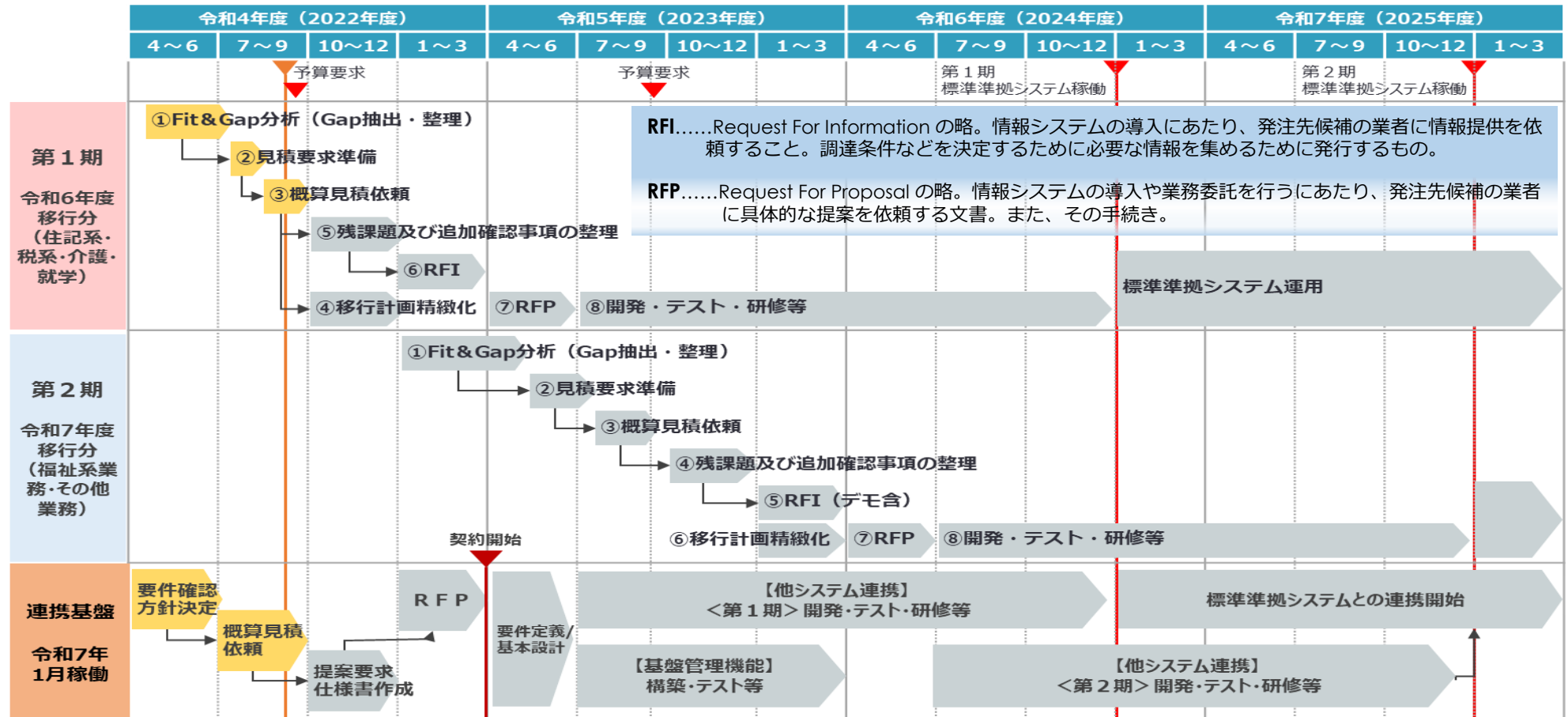


第2期移行後 令和8年1月～



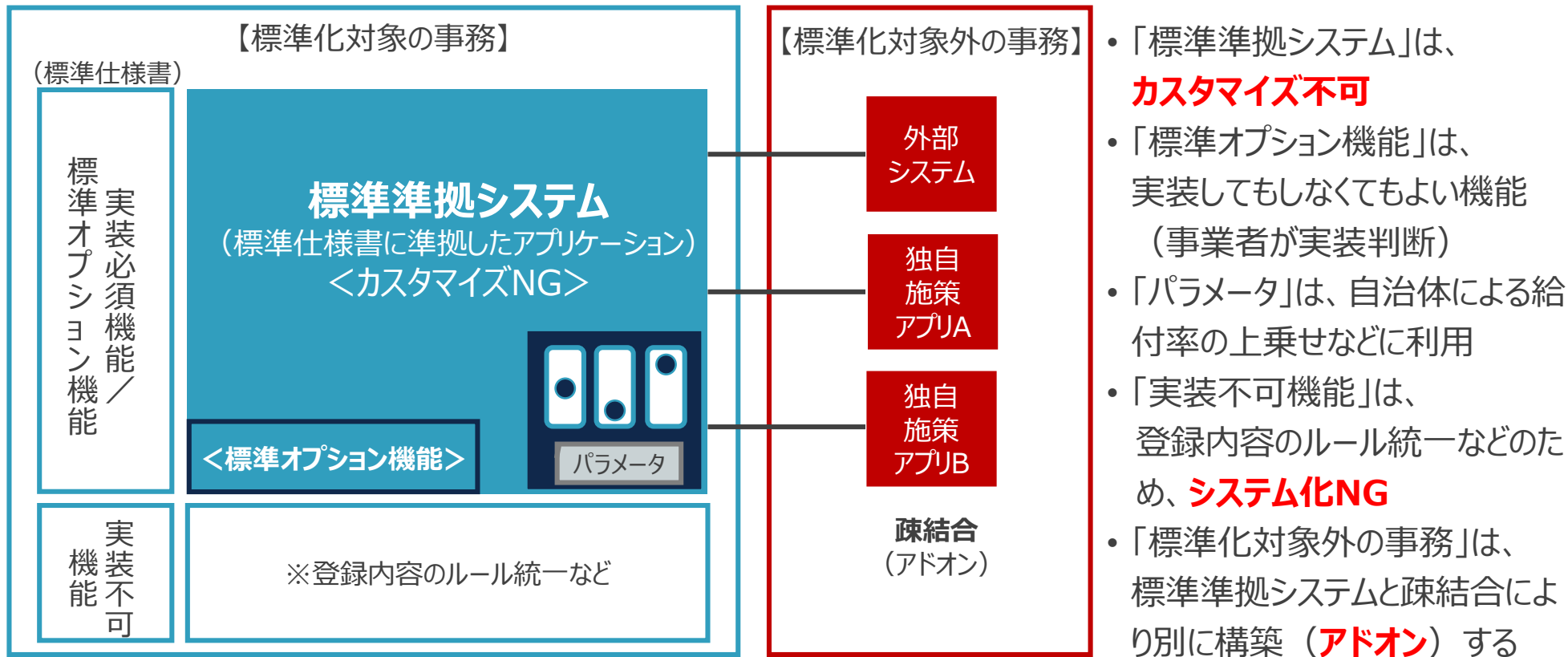
- 区の現行システム間のデータ連携は、各システムが個別にデータ連携を行っている。
- 令和7年1月に第1期移行対象のシステムがガバメントクラウド上に移行。データの形式や連携方法が国が示したルールに標準化されるため、システム間のデータ連携を行う連携基盤の構築が必要となる。

■ 総務省の手順書の想定項目を基に作成した工程により、連携基盤と合わせて検討を進める。



- 第1期（令和6年度）移行業務は、準備作業を経て、**予算要求のための概算見積依頼**を実施中
- 第2期（令和7年度）移行業務は、**標準仕様書公開（8月末）**を受け、作業着手準備中
- 連携基盤は、構築に向けて**令和4年度中にRFPを実施**し、第1期移行に合わせて稼働開始

■ 地方自治体の基幹業務システムの目指す姿（※2021年12月・デジタル庁資料を基に作成）



【参考】「実装不可機能」の例（住民記録システム標準仕様書第3.0版より）

ルール：続柄の世代管理については、4世代以内で表記し、4世代で記載できない場合は「縁故者」とする。

・ **実装必須機能に示す続柄**：①世帯主、②夫、妻、…、子、子（子の夫）、…父、母、姉…、

③②を4世代まで「の」でつなげたもの（例：子の子の子の子）、④縁故者、⑤同居人

➔「**実装不可機能**」：実装必須機能に示す**以外**の続柄（例：祖父、祖母、叔父、叔母、…、4世代以内で表記できない続柄）を管理できること。